

市内小中学校における生成 AI 活用ガイドライン

R8. 8. 3

岡谷市教育委員会

1. 目的

本ガイドラインは、文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」を踏まえ、市内小中学校において、生成 AI（以下「AI」という）を安全かつ効果的に活用するための共通基準を示し、教職員及び児童生徒が AI の特性を正しく理解した上で主体的・責任ある活用を行うことができる教育環境の整備を図るためのガイドラインとして定めるものである。

2. 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、次のとおり。

- （１）「生成 AI」とは、大量のデータを学習し、テキスト・画像・音声等を新たに生成する人工知能システムをいう。
- （２）「教育版アカウント」とは、教育委員会が認定した教育機関向けの管理アカウントをいい、個人向けアカウントとは区別する。
- （３）「ハルシネーション」とは、AI が確率的な処理に基づき、事実と異なる内容をあたかも正確な情報であるかのように生成する現象をいう。
- （４）「オプトアウト設定」とは、利用者が入力したデータを AI の学習に使用しないよう設定する措置をいう。
- （５）「AI リテラシー」とは、AI の仕組みや特性・限界を正しく理解し、AI を適切かつ効果的に活用するとともに、その出力結果を批判的に評価・判断する能力をいう。

3. 基本方針

本市小中学校における AI 活用の基本方針として、次の４点を掲げる。

- （１）AI は「考えることを支える道具」と位置づけ、最終的な判断の主体は常に教職員及び児童生徒に帰属する。
- （２）教職員は、まず自らが校務・授業準備において AI を活用し、その利便性とリスクを理解するとともに、AI リテラシーの向上に努めるものとする。
- （３）児童生徒による AI の活用は、必要な環境整備及び事前指導が完了した段階で、段階的に導入するものとする。
- （４）管理職は、教職員が本ガイドラインの範囲内で試行錯誤できる環境を積極的に整備するものとする。

4. 対象者

本ガイドラインは、市内小中学校に勤務する教職員及び在籍する児童生徒を対象とする。

5. 段階的導入の方針

AI 活用を安全かつ計画的に推進するため、次の2段階を設ける。

第1段階（1st Stage） 教職員による活用（現段階）

教職員は、校務及び授業準備において AI を積極的に活用し、業務の効率化及び AI リテラシーの向上を図る。授業において、教職員が AI を操作する画面を提示することは可能とする。

第2段階（2nd Stage） 児童生徒による活用（教職員による環境整備完了後）

第2段階への移行は次に掲げる3つの条件がすべて整った段階で実施する。

- ① 教育委員会が認定した「教育版アカウント」等の安全な利用環境が整備されていること
- ② 情報モラル及び AI 活用リスクに関する事前指導が完了していること
- ③ 校長が活用の目的を確認し、許可していること

現時点では、学校において個人アカウントによる児童生徒の直接利用は原則認めないこととする。

6. 安全な活用のための基準

AI の活用にあたり、教職員及び児童生徒は次に掲げる基準を遵守する。

（1）個人情報・機密情報の保護

児童生徒の氏名、成績、家庭環境その他の個人情報、及び作成中のテスト問題等の機密情報を AI に入力してはならない。判断基準として、「職員室の壁に掲示できない情報は AI にも入力しない」ことを徹底する。

（2）著作権・肖像権の尊重

特定の作家名、作品名又はキャラクター名等を含む「〇〇風の生成」を指示することは、著作権侵害のリスクが高いため行ってはならない。

また、学校だより等の挿絵（カット）として AI 生成画像を使用する場合は、著作権を侵害していないことを十分に確認した上で、画像の近傍または紙面の末尾等に「※一部の挿絵は生成 AI を利用して作成しています」等の明記を行い、透明性を確保すること。

（3）ファクトチェックの実施

AI はハルシネーションにより誤情報を出力することがある。AI の出力を鵜呑みにせず、教職員は必ず信頼できる情報源により裏付けを確認し、適切に修正した上で使用するものとする。

（4）透明性の確保

AI を活用した場合は、必要に応じてその旨を明示できる状態を維持するものとする。児童生徒の評価（採点）及び生徒指導等、教職員が人間として向き合うべき職務を AI に委ねることを禁止する。

（5）オプトアウト設定の実施

教育委員会が指定するツール（Microsoft 365 Copilot Chat）以外の AI ツールを使用する場合は、利用開始前に必ずオプトアウト設定を行うものとする。

7. 禁止事項

(1) 法令上禁止される行為

次に掲げる行為は、法令に違反し、又は違反するおそれがあることから、これを禁止する。

ア 本人の同意なく他者の顔写真等を AI に読み込ませ、加工・生成すること

(肖像権侵害・いじめ等の助長)

イ 氏名・住所・電話番号・顔写真等の個人情報を AI に入力すること

(個人情報の保護に関する法律違反のおそれ)

(2) 教育上禁止される行為

次に掲げる行為は、学校教育の目的に反し、又は児童生徒の健全な学びを妨げるものとして、これを禁止する。

ア 児童生徒が、コンクール・課題等の提出物に AI が生成した内容を自己の成果物として無断で使用する事
(学習評価の公正性を損なう行為)

イ 詩・俳句・絵画制作等、児童生徒自身の感性・独創性を育む活動において、安易に AI に制作を委ねること
(資質・能力の育成を妨げる行為)

ウ 定期考査・小テスト等において AI を使用すること(試験における不正行為)

8. 教職員が活用できる校務の範囲

教職員は、活用のための基準及び禁止事項を遵守したうえで、AI を次に掲げる校務に活用することができる。

(1) 授業準備・教材研究

- ・確認テスト問題・授業ワークシートの原案の作成
- ・単元の導入アイデア・授業発問シミュレーション
- ・校外学習の日程案の作成

(2) 学校運営・情報発信

- ・学級通信・保護者向け案内文・各種お便りの原案の作成
- ・学校行事に関する HP 掲載文の原案の作成
- ・研修録画の要約・議事録案の作成

(3) 生活指導・部活動支援

- ・生活実態調査のためのアンケート案の作成
- ・部活動練習メニュー案の作成

Box-4. 教職員による校務での利活用

児童生徒の指導にかかわる業務への支援

【授業準備】

- ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
- ・ 児童生徒による授業の感想の集約を行う
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- ・ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する
- ・ 校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する

【部活動】

- ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する

【生活指導】

- ・ 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

学校の運営にかかわる業務への支援

【教務管理】

- ・ 時間割・授業時数案を作成する

【学校からの情報発信】

- ・ 各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する
- ・ 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する

【校内研修】

- ・ 校内研修の資料のたたき台を作成する
- ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
- ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

9. 利用ツール及び設定

校務における標準ツールは「Microsoft 365 Copilot Chat」とし、教育委員会が配布するアカウント（@okayaed.onmicrosoft.com）を使用する。これにより、外部へのデータ流出を防止することができる。

他の AI ツールを使用する場合は、必ず6（5）に定めるオプトアウト設定を実施すること。

【参考】主要 AI ツールのオプトアウト手順

ツール名	提供元	初期設定	オプトアウト手順
ChatGPT	OpenAI	学習される（オン）	「設定」>「データコントロール」>「すべての人のためにモデルを改善する」をオフにする
Gemini	Google	学習される（オン）	「設定」>「アクティビティ」をオフにする（過去のチャット履歴も削除されるため注意）
Copilot	Microsoft	学習される（オン）	アカウントアイコン>「設定」>「モデルトレーニング」をオフにする
Claude	Anthropic	学習される（オン）	「設定」>「Claude の改善にご協力ください」をオフにする
GeminiNotebook (旧 NotebookLM)	Google	学習されない（オフ）	サービス設計上、学習に使用されないため設定変更不要

10. 年齢制限の厳守

各 AI サービスに設けられた年齢制限は、利用者を保護するための規約上の制限であり、児童生徒の教育活動にあたっては、厳守しなければならない。主要ツールの年齢制限及び本市の対応方針は次表のとおりである（2026 年 2 月末現在）。

ツール名	個人アカウント 年齢制限	備考	対応方針
ChatGPT	13 歳以上（18 歳未満は保護者同意必須）	中学生の使用は保護者同意を前提とする市町村あり	・個人アカウントによる児童生徒の利用は原則禁止
Gemini	13 歳以上	教育版加入で全年齢対応	・個人アカウントによる児童生徒の利用は原則禁止
GeminiNotebook (旧 NotebookLM)	13 歳以上	教育版加入により制限緩和	・2nd ステージで教育版アカウント（@okayag）導入を予定
Claude	18 歳以上（18 歳未満は保護者同意必須）	未成年の利用は規約上厳しく制限	・現時点では小中学生向けの教育版は存在しない
Copilot	18 歳以上（原則）	教職員の校務利用限定で導入する市町村あり	・教職員の校務利用に限定して導入

11. 情報活用能力の育成：2nd Stage へ向けて

第2段階への移行に向け、学習指導要領が示す資質・能力の三つの柱に基づき、次の情報活用能力の育成を目指すものとする。

(1) 仕組みと特性の理解（知識及び技能）

AIを「正解を提供する存在」ではなく「確率的な予測モデル」として客観的に捉え、目的・状況に応じて適切なプロンプトを工夫する技能を身につけること。

(2) 批判的・多角的な検証力（思考力・判断力・表現力等）

AI出力に対して健全な批判的精神を持ち、自らの知識・論理的思考により妥当性を検証・評価した上で、自分の視点・考察を加えて再構成する力を育てること。

(3) 共創へと向かう主体的な態度（学びに向かう力・人間性等）

AIを自らの可能性を拡張するパートナーと位置づけ、AIとの対話を通じて問いを洗練させ、より高次の課題解決に向かう主体的な態度を養うこと。

12. 市教育委員会及び学校管理職の役割

(1) 市教育委員会は、AIの操作スキル・著作権・リスク管理に関する研修を定期的実施する。

(2) 本ガイドラインは定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。

(3) 学校管理職は、教職員が本ガイドラインに基づき積極的にAIを活用できるよう、良好な職場環境の確保に努める。

13. 家庭との連携

学校は、家庭でのAI活用の注意喚起を促すため、保護者会及びお便り等を通じて保護者に周知し、家庭と連携した指導体制を構築する。

(1) 各AIサービスの年齢制限及びそのリスク

(2) 個人情報入力 of 危険性

(3) 学校におけるAI活用の方針及び指導内容

14. その他

本ガイドラインは、令和8年8月3日から施行する。

本ガイドラインは、AI技術の進展及び国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

引用・参考文献

文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html

